

令和3年2月9日
岩保育園 園長

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための「一時預かり事業」 の対応（期間の延長）について

日頃から、当園の保育運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先般、令和3年1月19日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一時預かり事業の縮小について」において、「一時預かり事業の縮小」をお知らせさせていただきましたが、国による**岐阜県への『緊急事態宣言』が3月7日まで延長**されたことを受け、当園における「一時預かり事業」の利用できる理由について、引き続き下記のとおり対応させていただきます。

保護者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 「一時預かり事業」を利用できる理由（縮小）

- ・お仕事の都合
 - ・その他施設長がやむを得ないと認めたもの
- ※就労証明書など各種証明書の提出を求めるものではありません。

2. 縮小して実施する期間

岐阜県への「緊急事態宣言」が解除されるまで
（現時点では令和3年3月7日（日）まで）

※前倒して解除された場合や令和3年3月8日以降の対応は、最新の状況や国や岐阜県からの要請等を踏まえて検討します。